

地域力を生かした大田区まちづくり条例第3章「建築物等に係る開発調整」

地域力を生かした大田区まちづくり条例・大田区開発指導要綱 改正のご案内(令和6年4月1日施行)

「大田区開発指導要綱(以下「要綱」という。)」の主な改正内容

管理計画案の予備認定の取得(要綱第17条の2(新設))

開発事業者が、管理計画案の予備認定を取得するよう努める条文を新設しました。

第1項 ※管理計画案の予備認定の取得に関する条文

集団住宅建設事業を行う者は、計画戸数が15戸以上の場合で、かつ、建設する建築物がマンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第2条第1号に定めるマンションである場合は、同法第91条に定めるマンション管理適正化推進センターからマンションの管理計画案について予備認定を取得するよう努めるものとする。

お問合せ先:建築調整課 住宅担当 03-5744-1416

(改正後の条文、様式についてはHPより閲覧・ダウンロードすることができます)

大田区トップページ→生活情報→住まい・まちなみ・環境→まちづくり→地域力を生かした大田区まちづくり条例→宅地開発や共同住宅等の開発事業をご計画の方へ